ポップカルチャーに関する取組(令和5年度実施分)の分析業務委託仕様書

1 業務の名称

ポップカルチャーに関する取組(令和5年度実施分)の分析業務

2 業務の目的

本市では、マンガ等のポップカルチャーを活用したまちづくりの検討を進める一環として、令和5年度に下記4のとおり企画展等を開催し、来場者の方々に対してアンケート調査を実施している。当該企画展の結果やアンケート調査の内容を分析し、今後の札幌市におけるマンガ等のポップカルチャーを活用したまちづくりを推進していくうえでの基礎となるデータを推計することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和6年8月30日(金)

4 令和5年度の本市の取組内容

	企画展	会期	会場	
(1)	北海道とマンガのミライ	令和5年10月12日	札幌市中央図書館	
		~12月12日		
(2)	白い妖怪ぱーく展	令和6年2月2日	白い恋人パーク内	
		~2月14日	コレクションハウス	
(3)	SAPPORO MANGA FOREST	令和6年2月29日	札幌市図書・情報館	
		~3月26日		
(4)	『あさきゆめみし』×『日	令和6年3月9日	東1丁目劇場施設	
	出処の天子』展	~3月24日		

5 業務内容

(1) アンケート調査結果の分析

上記4において本市が実施したアンケート調査について、各設問項目の調査分析

を行う。単純集計結果については本市より提供するため、クロス集計を行う等の方法により多角的な分析を行うこと。なお、令和5年度に実施したアンケート調査規模は以下のとおり。

	企画展	設問数	回答数
ア	北海道とマンガのミライ	16 問	240 件程度
イ	白い妖怪ぱーく展 (日本語)	18 問	600 件程度
	白い妖怪ぱーく展(英語)	18 問	50 件程度
ウ	SAPPORO MANGA FOREST	17 問	80 件程度
工	『あさきゆめみし』×『日出処の天子』展	23 問	3,500 件程度

(2) 経済波及効果の推計

上記4において本市が実施したアンケート調査のうち、消費にかかる回答を分析 し、来場者一人あたりの消費単価を算出するとともに、札幌市産業連関表を用いて 経済波及効果(生産波及効果、付加価値効果、雇用創出効果、税収効果)を推計す る。

(3) 今後のポップカルチャー推進施策の検討

(1)及び(2)で分析したアンケート調査結果分析や経済波及効果の推計、並びに取組に係る実施報告書等をもとに、本市が今後進めるべき方向性や施策について考察しとりまとめる。考察にあたっては、有識者へのヒアリング等(3件)を含めることとする。

(4) 報告書の作成

(1)~(3)の分析結果及び考察を報告書として取りまとめる。

(5) 基礎データ

アンケート調査集計データ、令和5年度の取組内容に係る実施報告書については、 委託者より受託者へ提供する。

6 成果品

- (1) 報告書 電子媒体1部
- (2) 報告書 簡易製本 正・副 各1部

7 納品場所

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所5階 まちづくり政策局プロジェクト担当部 また、業務終了後、業務完了届を下記担当宛速やかに提出すること。

8 納入期限

令和6年8月30日(金)

9 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイド リングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務のデータ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分 配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を 受けた時は、速やかに当該データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、 委託者へ報告すること。

(2) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる 本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内におい ては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要ではない場所へ無断で立ち入 らないこと。

(3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の加除修正を行うこと。

なお、委託者は本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。)を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

11 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所5階

まちづくり政策局プロジェクト担当部 木村

電話:011-211-2775 FAX:011-218-5109

E-mail: pop.culture@city.sapporo.jp